

聖徳太子没後 1400 年記念シンポジウム運営補助等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、聖徳太子没後 1400 年記念シンポジウム運営補助等業務委託事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 聖徳太子没後 1400 年記念シンポジウム運営補助等業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 5 年 1 月 1 3 日
- (4) 見積限度額 1, 3 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル参加資格要件

プロポーザル方式の参加資格は、企画提案書受付期限(令和 4 年 7 月 5 日)において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去 3 年以上の活動実績のある法人であること。
- (2) 太子町入札参加資格制限基準に規定する入札参加者の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は、これらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けていること。
- (4) 本町の入札参加資格者名簿に登載されていること。（有していない場合は、参加表明書提出期限までに手続きをすること。）
- (5) 本町及び兵庫県下の市町で指名停止期間中でない者及び指名停止の措置要件に該当しない者。
- (6) 太子町契約からの暴力団排除に関する要綱に規定する入札参加排除措置を受けていないこと。
- (7) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 国税（法人税及び消費税）地方消費税等について滞納していない者であること。
- (9) 本業務を遂行するにおいて必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有し、一連の業務を確実に遂行できる者であること。
- (10) 以下の認証取得のいずれかを有していること。
 - ・ JISQ9001（品質）
 - ・ JISQ15001（個人情報保護）
 - ・ JISQ27001（ISMS 認証）
- (11) 過去 3 年間に、元請負として同種若しくは類似の業務を履行した実績があること。

4 プロポーザル参加事業者の公募から受注候補者選定までの流れ

- (1) 日程について

6月22日(水)	プロポーザル参加事業者公募の開始
6月28日(火)	質問受付締切
6月29日(水)	質問回答期限
7月5日(火)	企画提案書受付締切
7月中旬	受注候補者の決定・結果通知の送付

5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書(様式1)を用いて、担当課に提出することとし、これ以外の方法での質問及び実施要領に関する事項以外の質問には応じないものとする。

(1) 提出方法

各書類は持参又は電子メールで令和4年6月28日(火)17時までとする。

なお、電子メールでの提出の際は質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

(2) 回答方法

提出された質問は、令和4年6月29日(水)17時30分までに町ホームページにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要領・仕様書の追加または修正とみなす。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書(様式2)・企画提案書〔本編〕(任意様式)・その他添付書類

添付書類は任意様式とするが、仕様書の「5. 業務委託の内容」での項目ごとの額が分かるよう可能な限り内訳を細分化するものとする。

(2) 提出方法

各書類は持参又は書留郵便(期限当日までに必着)で令和4年7月5日(火)17時までとする。

なお、郵送の場合は電話により受取り確認を行うこと。

(3) 提出部数

各6部(※うち5部は提案者が分からないよう会社名等を記載しないこと)

(4) 提案内容

仕様書、審査基準等を踏まえた上で、業務受託にあたっての方針、アピールポイント、提案内容等を具体的に明記すること。また、仕様書等に記載のない提案内容は、聖徳太子没後1400年記念シンポジウム運営補助等業務仕様書を基として記載することとするが、これに加えて新たに提案してもかまわない。

7 提案書等に係る審査について

書面審査とし、プレゼンテーションは実施しない。

8 事業者の選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、審査委員が「審査基準」(別紙1)に基づき採点する。

(2) 選定

複数の審査員による採点を行い、最も総合計評価点が高かったプロポーザル提案者を委託候補者とする。

なお、総合計評価点と同じ場合は、見積額の金額が低いプロポーザル提案者を委託候補者とする。金額も同じ場合は、審査員の協議により決定する。

また、参加事業者が1者のみの場合でもプロポーザルを実施し、全審査委員の評価点合計の平均点が60点未満となる場合は、委託候補者として選定しない。

9 契約の締結

前記8(2)により本業務委託の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。(仕様書及び提案内容は、選定された事業者との協議により最終的に決定する。)

また、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は太子町から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

10 審査結果の通知及び公表

審査結果はすべての参加事業者に7月中旬を目途に通知する。委員会での選考経過は非公開とするが、事業者ごとの順位については提案事業者への公表の対象とする。なお、この選定に関する異議等は、一切受け付けない。

11 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書に記載された金額が見積限度額を超えた場合
- (6) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

13 提出及び問い合わせ先

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

太子町総務部企画政策課（担当：高見）

電話番号：079-277-5998 FAX：079-276-3892

E-mail:kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp